

◆ 人 事 ・ 労 務 ◆

<労災保険に関する改正>

～平成 24 年度からの労災保険料率が 改定されます。～

改正の主な内容は、①労災保険率、②労務費率、③メリット制、④第二種特別保険料率 についてとなる見込みです。

①労災保険料率の改正

労災保険料率は労災保険料を算出するため、厚生労働大臣が 55 の業種ごとに定め、過去 3 年間の災害発生率などを基に、原則 3 年ごとに改正しています。

改正案では、現行 55 業種のうち、8 業種が引上げ、35 業種が引下げ、12 業種は据置きとなります。その結果、全業種平均では 1000 分の 0.6 の引下げとなります。



引上げとなるのは、「道路新設事業」「既設建築物設備工事業」「たばこ等製造業」「パルプ又は紙製造業」など 8 業種で、引上げ幅は 1000 分の 1 ないし 1000 分の 0.5 となっています。

一方、引下げとなるのは「食料品製造業(たばこ等製造業を除く)」「印刷又は製本業」「電気機械器具製造業」「交通運輸事業」「通信業、放送業、新聞業又は出版業」など、35 業種です。

また、「林業」「建築業(既設建築物設備工事業を除く)」「化学工業」「その他各種事業」など 12 業種では据置きとなっています。

これは近年の労働災害の減少が反映されたもので、この労災保険料率の改定が実施されれば、全事業主の負担の減少額は年間総額 905 億円となり、全事業場 (262 万事業場) のうち、42%に当たる 110 万事業場が引下げの対象となると厚生労働省では試算しています。

②労務費率の改正

労務費率とは、一定の建設事業が労働保険料算出の基礎となる賃金総額を計算する際に



用いる率です。

労務費率については全 9 事業のうちで引上げはなく、7 事業が引下げ、2 事業が据置きとなっています。

③メリット制の改正

労災保険では、個々の事業場の災害発生率に応じて労災保険料を -40% ~ +40% の幅で増減する「メリット制」が設けられています。これは、同一の業種でも災害防止努力などによって災害発生率に差があるため、保険料負担の公平性の確保や事業主による災害防止努力を一層促進する観点から設けられている制度です。

今回の改正においては、「建設事業」と「立木伐採事業」で、メリット制の適用要件である確定保険料の額を現行の「100 万円以上」から「40 万円以上」に緩和される見込みです。

④第二種特別保険料の改正

労災保険には、事業主等の特別加入という制度があります。原則、労災保険は事業主は適用されませんが、一定の要件を満たす事業主については、特別加入することができ、特別保険料を納付することになります。

そのうちの一人親方等についての第二種特別保険料率が改正になります。



厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

厚生労働省では、今回の労災保険料率等の改定に係る関係省令を 1 月中にも公布することとしており、改定後の労災保険料率は平成 24 年 4 月 1 日から施行される予定です。

平成 24 年 6 月 1 日からの労働保険の年度更新手続きにおいては、平成 24 年度の「概算保険料」は改定後の保険料率、平成 23 年度の確定保険料については、現行の保険料率を使用することになりますので、ご注意ください。

<心理的負荷による精神障害の労災認定基準が変更されました！>

最近、精神障害の労災請求件数が大幅に増加し、認定の審査には平均約8.6か月がかかっています。そのため厚生労働省は、審査の迅速化や効率化を図るため、新たに「心理的負荷による精神障害の認定基準」を定め、平成23年末に都道府県労働局長に通知しました。基準がどのように変更されたのか、概要を見てみましょう。



◆ 心理的負荷の評価に関する改善事項

	改正前	改正後
評価方法	2段階による評価 出来事の評価+出来事後の評価 →総合評価	1段階による評価 出来事+出来事後の総合評価
特別な出来事	・極度の長時間労働 ・生死に関わる事故への遭遇等心理的負荷が極度のもの	・「極度の長時間労働」を月160時間程度の時間外労働と明示 ・「心理的負荷が極度のもの」に強姦やわいせつ行為等を例示
具体例	心理的負荷評価表には記載なし	「強」「中」「弱」の心理的負荷の具体例を記載
労働時間	具体的な時間外労働時間数については、恒常的長時間労働を除き定めていない	「強」の心理的負荷となる時間外労働時間数等を記載 ・発病直前の連続した2か月間に、1月当たり約120時間以上 ・発病直前の連続した3か月間に、1月当たり約100時間以上 ・「中」の出来事の後、月100時間程度等
評価期間	例外なく発病前おおむね6か月以内の出来事のみ評価	基本的には発病前おおむね6か月以内の出来事で評価 ただし、セクシュアルハラスメントやいじめが長期間継続する場合には6か月を超えて評価
複数の出来事	一部を除き具体的な評価方法を定めていない	具体的な評価方法を記載 ・強+中又は弱 → 強 ・中+中… → 強又は中 ・中+弱 → 中* ・弱+弱 → 弱* *近接の程度、出来事の数、その内容で総合判断
発病者の悪化	既に発病していた場合には、悪化しても労災対象としない	発病後でも、特に強い心理的負荷で悪化した場合には、労災対象とする

ポイント

- ① 分かりやすい心理的負荷評価表（ストレスの強度の評価表）が定められた
- ② いじめやセクシュアルハラスメントのように出来事が繰り返されるものについては、その開始時からのすべての行為を対象として心理的負荷を評価することとされた
- ③ これまで全ての事案について必要としていた精神科医の合議による判定は、判断が難しい事案のみに限定することとされた



◆ その他 ◆

<12年度報酬改定で再診料の支払い方法

提案—厚生労働省>



2012年度の診療報酬改定に向け、厚生労働大臣の諮問機関

である中央社会保険医療協議会（中医協）は2012年1月13日、報酬の配分の議論を始めました。厚労省は中医協に提出した配分の骨子案の中で、来年4月から、同じ日に同じ病院で複数科を受診した患者に対し、再診料を重ねて請求できるよう見直すことを提案しました。病院の収入を増やし、勤務医の待遇改善につなげることが狙いですが、患者の自己負担は1回について100円前後増額の見通しです。

再診料の690円は、受診が2回目以降の外来患者の治療代として医師が請求できる診療報酬となっています。原則7割は保険給付され、患者は3割の207円を自己負担します。現在は患者が同一病院で複数の診療科を訪れても、病院側は最初の診療科分しか請求できません。

初めて治療する際の「初診料」の2700円は2カ所目でも半額を請求でき、再診料もこれに準じて二つの診療科までは



請求を認めることとしました。過剰な診療を防止するため、一定制限を設けた上で、算定額は半額など一定程度減額する。

再診料は、問診など基本的な診療行為の費用ですが、複数受診した場合、最初の診療科にのみ支払われるため、病院団体など診療側から「2科目以降の医師の技術料が正当に評価されていない」と不満が出ていました。再診料については、2010年度報酬改定で200床未満の病院（60点）と診療所（71点）の統一が焦点となり、診療所を2点引き下げて69点にすることで決着した経緯があります。骨子案では、診療所の再診料の引き上げは盛り込まれておらず、診療側の委員は検討を強く求めています。

一方、健康保険組合など医療費の支払い側は「同じ日に同じ病院に再診料を2回払うのは患



者として納得し難い」と反論、10年度報酬改定での再診料の2点引き下げにもかかわらず、診療所の収支が改善されているとする医療経済実態調査の結果などを根拠に、引き上げに反対する考えを示しています。

◆ 法改正等の情報 ◆

★年金の支給年齢引上げ等が議論されています

社会保障審議会（厚生労働相の諮問機関）の年金部会は、社会保障と税の一体改革の一環として、公的年金の支給開始年齢の見直し議論を始めました。まだ審議会での議論の最中で、これから審議会での結論を出し、平成24年度の国会で論議されることとなりますので、すぐに下記の内容が実施されるわけではありませんが、現在、どのような議論がされているのか、参考までにお伝えいたします。

■厚生年金の支給開始年齢を引き上げ

政府・与党の一体改革案は、年金財政の悪化や平均余命の伸びを踏まえ、**厚生年金の支給開始年齢を欧米並みに68～70歳へ引き上げる方針を提示**しました。支給開始年齢の引き上げ時期を前倒しする考えも盛り込んでいます。審議会が出た案としては下記の3つです。

- (1) 「3年に1歳」の引き上げペースは維持しつつ、支給開始年齢を68歳に遅らせる
- (2) ペースを「2年に1歳」に速める
- (3) ペースを「2年に1歳」に速め、支給開始年齢も68歳に遅らせる

※「3年に1歳」の引き上げペースを「2年に1歳」に速めると下記ようになります

	（現行の受給開始年齢）	（見直し案での受給開始年齢）
1953年度生（58歳）	2014年（61歳）	2014年（61歳）
1954年度生（57歳）	2015年（61歳）	2016年（62歳）
1955年度生（56歳）	2017年（62歳）	2018年（63歳）
1956年度生（55歳）	2018年（62歳）	2020年（64歳）
1957年度生（54歳）	2020年（63歳）	2022年（65歳）

◆ 2月税務と労務の手続き ◆

期 限	税務と労務の手続き	提出・納付先
1日	● 贈与税の申告受付開始<3月15日まで>	税務署
10日	● 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付	郵便局又は銀行
15日	● 所得税の確定申告受付開始<3月15日まで>	税務署
29日	● 固定資産税<都市計画税>の納付<第4期分>	郵便局又は銀行
	● 法人税の申告 <決算法人及び決算期の定めのない人格なき社団等について>	税務署
	● 健保・厚年保険料の納付	郵便局又は銀行